

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年10月15日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市港区福崎3丁目1番201号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ダイゾー 代表取締役社長 相川 武利 TEL 075-631-3361				

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入 0 台	台	台	0 台
	賃借 0 台	台	台	台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購入 0 台	台	台	0 台
		賃借 0 台	台	台	0 台
	合計台数①	0 台	台	台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	0 パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入 0 台	台	台	0 台
	賃借 0 台	台	台	台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入 0 台	台	台	0 台
		賃借 0 台	台	台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入 0 台	台	台	0 台
		賃借 0 台	台	台	0 台
	合計台数②	0 台	台	台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	0 パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台	台	台	0 台
購入等をした新車の合計台数④		0 台	台	台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		0 パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成 30年 7月 30日			
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通烏丸東入	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 宝酒造株式会社 代表取締役社長 村田 謙二 電話 075-241-5186			

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0台	台	台
		賃借	0台	台	台
	合計台数②	0台	台	台	0台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	0台	台	台	0台	
購入等をした新車の合計台数④	0台	台	台	0台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年7月23日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株DNPテクノパック 取締役社長 鈴木 康仁 電話 050-3170-3190				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数②	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車の合計台数④		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 7月31日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院落合町15番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 東レコードックス株式会社 代表取締役社長 木下 淳史 電話 075-672-0301				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	燃料電池自動車の台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	合計台数①	0 台	台	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入 0 台	台	台	0	台
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	合計台数②	0 台	台	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	0 台	台	台	台	0	台
購入等をした新車の合計台数④	0 台	台	台	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 7月 24日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区梅津高畠町47番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日新電機株式会社 代表取締役社長 齋藤 成雄 電話 075-861-3151				

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入 0 台	台	台	0 台
	賃借 0 台	台	台	台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購入 0 台	台	台	0 台
		賃借 0 台	台	台	0 台
	合計台数①	0 台	台	台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	0 パーセント	パーセント	パーセント	0 パーセント
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入 0 台	台	0 台
		賃借 0 台	台	台	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入 0 台	台	0 台
		賃借 0 台	台	台	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入 0 台	台	0 台
		賃借 1 台	台	台	1 台
		合計台数②	1 台	台	1 台
		購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	25 パーセント	パーセント	25 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台	台	台	1 台
購入等をした新車の合計台数④	4 台	台	台	台	4 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	25 パーセント	パーセント	パーセント	25 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年7月31日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒108-6321 東京都港区三田三丁目5番27号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本板硝子株式会社 代表執行役社長兼CEO 森重樹 電話 03-5443-9484				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	0 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	0 パーセント	
	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	1 台	台	台	台	1 台	
	合計台数②	1 台		台	台	台	1 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	100 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台		台	台	台	1 台	
購入等をした新車の合計台数④	1 台		台	台	台	台	1 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年6月12日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生花井町3	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) NISSHA株式会社 代表取締役社長 鈴木順也 電話075-811-8111				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。					
		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
合計台数②		台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		台	台	台	台
購入等をした新車の合計台数④	台	台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年7月2日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本新薬株式会社 代表取締役社長 前川 重信 電話075-321-1111				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数②	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車の合計台数④		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成 30年 7月 26日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 寺島 正道 電話03-3582-3111				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	0 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	1 台	台	台	台	1 台	
合計台数②		1 台		台	台	台	1 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		100 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1 台		台	台	台	1 台	
購入等をした新車の合計台数④		1 台		台	台	台	1 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年6月6日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区久世殿城町338番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本電産株式会社 代表取締役会長兼社長 永守 重信 電話 075-922-1111				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	0 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	8 台	台	台	台	8 台	
	合計台数②	8 台		台	台	台	8 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	100 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		8 台		台	台	台	8 台	
購入等をした新車の合計台数④		8 台		台	台	台	8 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 7月23日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽鉢立町11番地1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 任天堂株式会社 代表取締役社長 古川 俊太郎 電話 075-662-9600				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数②	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車の合計台数④		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成 30年 7月 19日
愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファインセンター 代表取締役 井上 洋一 電話 0568-88-4355

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	燃料電池自動車の台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	合計台数①	0 台	台	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入 0 台	台	台	0	台
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入 0 台	台	台	0	台
	賃借 0 台	台	台	台	0	台
	合計台数②	0 台	台	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	0 台	台	台	0	台	
購入等をした新車の合計台数④	0 台	台	台	0	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 7月26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市山科区西野山中臣町20番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福田金属箔粉工業株式会社 代表取締役社長 園田 修三 電話 075-581-2161

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	合計台数②	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	台	台	台	台
	購入等をした新車の合計台数④	台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成 30年 7月 27日				
京都市南区吉祥院宮の東町2番地	株式会社堀場製作所 代表取締役社長 足立正之				
	電話 075-325-5006				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	0 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	1 台	台	台	台	1 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	27 台	台	台	台	27 台	
合計台数②		28 台		台	台	台	28 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		88% パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	88 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		28 台		台	台	台	28 台	
購入等をした新車の合計台数④		32 台		台	台	台	32 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		88 パーセント		パーセント	パーセント	パーセント	88 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 6月29日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽大柳町1番地1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 三谷伸銅株式会社 代表取締役 高原 一紀 電話075-681-3331				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数①	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0 台	台	台	台	0 台	
		賃借	0 台	台	台	台	0 台	
	合計台数②	0 台		台	台	台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車の合計台数④		0 台		台	台	台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成 30年 7月 23日			
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝五丁目33番8号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 三菱自動車工業株式会社 代表取締役 益子 修 電話 03-6852-4263			

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	合計台数②	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	台	台	台	台
	購入等をした新車の合計台数④	0台	台	台	0台
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 7月27日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽糞田町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) メテック株式会社 代表取締役社長 北村 隆幸 電話075-661-4900				

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
		(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	1	台	台	台	台	1台
	賃借	0	台	台	台	台	台	0台
	燃料電池自動車の台数	購入	0	台	台	台	台	0台
	賃借	0	台	台	台	台	台	0台
	合計台数①	1	台	台	台	台	台	1台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	100	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	100パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	0	台	台	台	台	0台
	賃借	0	台	台	台	台	台	0台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	0	台	台	台	台	0台
	賃借	0	台	台	台	台	台	0台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	0	台	台	台	台	0台
	賃借	0	台	台	台	台	台	0台
	合計台数②	0	台	台	台	台	台	0台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	0	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	0パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)		1	台	台	台	台	台	1台
購入等をした新車の合計台数④		1	台	台	台	台	台	1台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)		100	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	100パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年 7月20日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽上調子町1-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 山田化学工業株式会社 取締役社長 山田 新平 電話 075-691-4111

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	台	台	台
	賃借	台	台	台	台
	合計台数②	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	台	台	台	台
	購入等をした新車の合計台数④	0台	台	台	0台
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	台	台	台	台
	購入等をした新車の合計台数④	0台	台	台	0台
	購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市长	平成30年7月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院溝崎町21	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ローム株式会社 代表取締役社長 藤原 忠信 電話 075-321-1410

		(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	合計台数①	台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購入	台	台	台
		賃借	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購入	台	台	台
		賃借	1台	台	1台
	合計台数②	1台	台	台	1台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)	100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)	1台	台	台	1台	
購入等をした新車の合計台数④	1台	台	台	1台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)	100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。